

大口町告示第29号

大口町介護保険に係る情報提供制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護保険に係る情報提供制度要綱の一部を改正する要綱

大口町介護保険に係る情報提供制度要綱（平成12年大口町告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特記事項を含み、概況調査及び調査実施者が特定される部分を除く。」を「概況調査、基本調査及び特記事項」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(5) 認定者が成年後見被後見人の場合における法定代理人

第4条第2項中「、捺印」を削り、同条第3項中「第3号又は第4号」を「第3号、第4号又は第5号」に改める。

第5条第1項中「第2条第1号の資料については調査実施者が特定される部分を覆って複写したものの写しを、同条」を「第2条」に改める。

別紙様式中「㊟」を削り、

「

被 保 険 者 と の 関 係	<input type="checkbox"/> 本人
	<input type="checkbox"/> 親族（ ）
	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター
	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者
	<input type="checkbox"/> 介護保険施設

を

「

被 保 険 者 と の 関 係	<input type="checkbox"/> 本人
	<input type="checkbox"/> 親族（ ）
	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター
	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者
	<input type="checkbox"/> 介護保険施設
	<input type="checkbox"/> 法定代理人

に改める。」

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。